

精神科医療機関における市民主導型人権保障活動の発展過程

— 認定 NPO 大阪精神医療人権センターの事例調査(1985-1999) —

○ 大阪人間科学大学 吉池 毅志 (8051)

キーワード：精神科医療、人権保障、市民運動

1. 研究目的

わが国における精神科医療関連法の改正や精神科病院の変化は、病院不祥事事件への市民運動による影響が少なくない。密室性により患者の声が外部に届きにくい精神科医療現場において、市民運動が果たすアドボカシーの役割と効果を明らかにすることが期待されている。本調査研究は、精神科病院を対象とした市民主導型人権保障活動の展開について、全国的な活動史を明らかにすべく各地の実践を比較調査し、その活動過程の解明を目指している。今回の研究報告では大阪における活動に焦点を当て、市民団体が多様な問題に対峙する中で、いかなる認識をもって活動を展開したか、その発展過程を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

精神科医療分野における市民運動に関して研究された先行研究は乏しい。市民運動に携わる人々が残した機関紙（精神医療人権センター会報、家族会会報、その他各会報・記念誌など）、関連領域の雑誌（「精神医療」誌、「福祉労働」、病院の記念誌など）、および精神科医師による文献や日本弁護士連合会による資料等をもとに、精神科医療における人権保障の視点から市民運動史を整理した。さらに、活動の中心となった人々の着眼点、状況認識、それに伴った行動に焦点を当て、大阪精神医療人権センターの活動に関与した主な人々（6名：精神科医1名、弁護士2名、当事者家族1名、当事者1名、新聞社記者1名）への半構造化面接法によるグループ・インタビュー調査を、2010年12月から2011年10月の間、計5回実施した（筆者は13年間運営に関与している）。また、追加調査が必要となった精神科ソーシャルワーカー2名に対しても、別途インタビュー調査を実施した。調査結果は、山下（2008）、及び有末（2012）による研究手法を参考にし、文献資料とインタビューデータを分析し、活動の発展過程における人々の状況認識と選択行動を整理した。

3. 倫理的配慮

本研究において、既刊行資料および文献等の分析については、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守した。インタビュー調査についても同指針を遵守し、調査同意書の作成、研究成果公表時の同意等を徹底して報告する。

4. 研究結果

（1）1985-1992 大阪精神医療人権センターの初期活動 行政交渉への取り組み

1985年の同センター設立は、東京精神医療人権センターの設立(1986)をはじめ、各地に市民団体が発足するきっかけの一因となった。1986年、大阪市職員が当時の（同意入院制

度における)市長同意となった患者を同一病院へ入院させる見返りに、同院から賄賂を受け取る贈収賄事件が発覚し、同センターは大阪市へ公開質問状を提出し、8年間20回に及ぶ対市交渉を1993年まで重ねた。更に大阪府下の差別条項については、全市町村の条例集を調べて申し入れ(1988)、その結果、公的施設における入場制限条項の殆どが撤廃・改正された。これらの活動の記録化と市民への情報提供に向け、同センターは精神科病院の実情を掲載した報告集を発行している(1987)。また、電話相談件数の低迷に対しては、一日限りの大阪精神医療人権110番を開設した(1992)。これには新聞報道等により、当事者、家族、報道関係者等からの反響があり、後の救援要請相談へと繋がった。

(2) 1993-1998 大阪精神医療人権センターの発展過程 大和川病院事件への取り組み

1993年の大和川病院における患者不審死事件報道後、同センターは「事件をうやむやにしたいくない」との遺族に弁護士を紹介し、面会活動の開始、大阪府への公開質問状提出、市民集会の開催、弁護士による民事提訴の支援、厚生省への要望書提出等の活動を展開した(1993)。面会活動に国会議員が加わり、衆議院厚生委員会にて厚生大臣が「我が国の精神病院の重大な問題だ」と発言するに至る(1993)。一連の問題に関して同センターは、ドキュメンタリー作成の協力、新聞への投稿など、広く社会に訴える活動を展開した(1994)。

1996年、同センターは厚労省へ三病院一斉立ち入り調査を求める要望書を提出した。大阪府交渉には同院元看護師が同席し「カルテ改ざんの指示を受け私が改ざんした」証言がなされた(1996)。同院の職員水増しについては、読売新聞による特集記事の連載報道(1997)がなされ、反響を呼び、その後の大阪府医療対策課より改善指導へと至った。更には検察庁の捜査に至り、同院は保健医療機関および開設許可の取り消し処分となった(1997)。

同センターは行政機関に対する「なんで、(事件を)4年間も放置したんや」との批判と、「また起こさないためにどうするんや」という問題認識に基づき、大阪府精神保健福祉審議会に参加。医療人権部会が設置され、「社会的入院は人権侵害」との確認の上、同部会の意見具申「守られる精神障害者の人権とは何か」を同センター代表が執筆した(1998)。同センター事務局長は、参議院国民福祉委員会で参考人として「繰り返さないために、精神保健指定医の義務強化が必要」と意見陳述し、精神保健福祉法改正に関与した(1999)。

5. 考察

同センターの活動は、①事件当事者たる病院問題のみでなく、その根底にある行政機関の問題放任構造に対する問題認識に基づいていた。②支援を要する人々に活動を伝える重要性を認識し、広報活動も主たる活動とした。③「うやむやにしたいくない」遺族や当事者の声を原点とし、抜本的解決に向けた行政交渉に徹し、解決できない課題は省庁、国会等への働きかけを伴う諦めない活動であった。④当初、当事者家族、医療従事者らに弁護士が合流して発足したが、多様な課題に対峙する過程で、障害当事者、報道関係者等との連帯を広げ課題の解決に取り組んだ。⑤活動の継続は、問題放任への批判精神、事件再発性構造への強い危機感、再発防止システムへの着手といった活動理念の構築をもたらした。